

JFTA トレーナーの報酬と費用規定

2024/8/20

メディカル・エイド株式会社 クリア事業部

日本フェイシャルテーピング協会（JFTA）

日本フェイシャルテーピング協会（以下 JFTA という）JFTA トレーナー（以下トレーナーという）はメディカル・エイド株式会社クリア事業本部（以下本部という）より以下の報酬を受け取ることができます。

第1条 トレーナーの契約形態

本部はトレーナーと業務委託契約をむすび、トレーナー規約並びに本規定に基づいてレッスン料並びにその他の報酬を支払います。トレーナーは個人事業主となります。JFTA でも支援をしますが、集客や収入を得るのはご自身の努力次第で自己責任です。

第2条 レッスン料の確定と請求

- トレーナーはアプリを使用してお客様（JFTA 会員）とオンラインレッスンの予約を確定させて下さい。
- アプリを使用したオンラインレッスン及びオンラインコーチング料は月末までに入金があった金額を、翌々月 20 日に銀行振込にてお支払いいたします。ただし、その間にキャンセルや途中解約があった場合は支払停止または減額して支払います。
- オンラインレッスン毎のお客様の電子カルテをアプリに登録しなければ支払われません。
- JFTA 規定の期間内にレッスンが終了しない場合でも、返金は発生しません。
- アプリを使用しないでトレーナー独自で SNS やオフラインサロンでのレッスン料はトレーナー自身で集金して下さい。

第3条 JFTA パーソナルレッスンの種類

- レッスンの種類は JFTA パーソナルコーチングと今後トレーナーが導入されるオンラインサービスも含みます。アプリを利用しない場合はトレーナー自身で自由なレッスンを実施することができます。
- アプリを使用したパーソナルコーチングの詳細は以下の通りです。※料金は別途定めま
す。オンラインレッスン期間終了後は購入を継続していただくためにチャットによるフォ

ローを継続願います。トレーナーは担当のお客様が購入する商品代金の 15%～20%が収入となります。お客様のフォローは個人営業主として当然の仕事で、どのような仕事でもいかに多くのリピーター持つことが成功の重大ポイントとなっています。

(ア) JFTA パーソナルコーチング 1 回コース (レッスン期間 1 ヶ月)

マンツーマンレッスン(1 コマ 60 分) 1 コマ

チャットアドバイス 1 ヶ月無制限

(イ) JFTA パーソナルコーチング 3 回コース (レッスン期間 3 ヶ月)

マンツーマンレッスン(1 コマ 60 分) 3 コマ

チャットアドバイス 3 ヶ月無制限

(ウ) JFTA パーソナルコーチング 6 回コース (レッスン期間 6 ヶ月)

マンツーマンレッスン(1 コマ 60 分) 6 コマ

チャットアドバイス 6 ヶ月無制限

(エ) JFTA パーソナルコーチング 12 回コース

マンツーマンレッスン(1 コマ 60 分) 12 コマ

チャットアドバイス 12 ヶ月無制限

3. アプリを使用した各コースのレッスン期間終了後はレッスンが未受講であってもお客様のレッスンは無効となります。※報酬の返金は発生しません。
4. アプリを使用したマンツーマンレッスンは原則お客様と 1 対 1 のレッスンとなりますが、お客様とトレーナー双方の同意があれば 3 人までのグループレッスンを認めます。ただし、レッスン時間につきましては 20～30 分の延長をするように心がけて下さい。
5. お客様とトレーナー双方の同意があればアプリを使用した対面でのレッスンを認めます。対面でグループレッスンも 3 名までとし、レッスン時間も 20～30 分の延長をするように心がけて下さい。

第 4 条 アプリを利用した JFTA パーソナルレッスンの中止や延期について

1. お客様はレッスンの前日の 17 時までにレッスンの中止や延期を申し込まなければなりませんが、レッスン直前や無断キャンセルは認められず、1 回分のレッスンを実施したものとします。ただし、レッスンのキャンセルや延期を認めるかどうかはトレーナーが判断し、認めない場合は JFTA 本部に申し出て下さい。
2. お客様が無効となったレッスンを再受講する場合は、再受講料をお支払いいただければ、再レッスンが可能となります。
3. トレーナーが事故や病気等のやむをえない理由で、レッスンの中止や延期をする場合、お客様の同意があれば JFTA トレーナー規約第 13 条の禁止事項に抵触しません。

第5条 JFTA パーソナルレッスン自己集客と会社紹介

JFTA 会員登録のお申し込みの際、お申し込みのきっかけ欄に「JFTA トレーナーからの紹介」または「トレーナーの Instagram などの SNS を見て」が選択され、希望トレーナーの欄にトレーナー名が記載されていた場合は「自己集客」となります。それ以外のお申し込みは「会社紹介」となります。

第6条 アプリを利用したパーソナルレッスンレッスン報酬

以下のオンラインレッスン及びオンラインコーチング料は JFTA パーソナルレッスンの期間内に終了しない場合、レッスンはその時点で終了となります。お客様には返金いたしませんので、トレーナー報酬も返金が発生しません。やむをえない事情がある場合はトレーナーの判断でレッスンを実施するかしないかを判断願います。

1. オンラインコーチング報酬（1 コマ 60 分）

- ① 1 コマ当たり 3,000 円
- ② オンラインコーチングキャンセルにともなう再受講料 1,500 円
※お客様に再受講料を請求するかどうかの判断はトレーナーが決定する。

2. チャットアドバイス報酬

チャットアドバイス報酬は上記オンラインコーチング報酬に含まれる

第7条 JFTA 認定トレーナー資格取得コース報酬

JFTA 認定トレーナー資格取得コース報酬は以下の通りとなります。

1. オンラインによる無料カウンセリング案内報酬 0 円

2. 上記案内で成約となった場合の成約報酬

(ア) 会社紹介 1000 円

(イ) 自己集客 3000 円

3. チャットアドバイス報酬

（チャット回数無制限/月）2,000 円

※インストラクターのアシスタントとしての研修生を担当する場合は上記報酬を受け取ることができる。

第8条 商材販売手数料

1. トレーナーが担当しているお客様が商材を購入すると、自己集客の場合は 20%、会社集客の場合は 15%の販売手数料を受け取ることができます。ただし、トレーナーが活動を休止または退職した場合、販売手数料は受け取れません。

2. JFTA 認定トレーナー資格取得コースを選択された受講生の商材販売手数料は対象外となります。

第 9 条 アプリを利用した報酬の支払方法について

1. レッスン料、コーチング料は販売手数料と同様に月末までに JFTA オンラインショップで決済された分を翌々月 20 日に源泉徴収をした上、銀行振込にてお支払します。ただし、その間にキャンセルや途中解約があった場合は支払停止または減額して支払います。
2. チャットアドバイス報酬は上記レッスン料、コーチング料に含まれます。
3. レッスン料、コーチング料は源泉徴収した金額を支払います。
4. 商材販売手数料は月末までに入金があった金額を、翌々月 20 日に銀行振込にてお支払いいたします。商材販売手数料は源泉徴収されません。
5. 上記報酬は銀行振込手数料が引かれたものが支払われます。

第 10 条 アプリを利用した各種レッスン実施後に返金が発生したとき

1. レッスン料返還金は事案が発生した月の翌月に JFTA より請求されます。翌月 20 日のトレーナー報酬より相殺されるか相殺できない場合は、残金を別に定める支払方法でお支払い願います。
2. 上記残金が支払われない場合はトレーナー規約第 19 条に従ってトレーナー活動が一時停止となります。

第 11 条 その他諸費用と支払方法について

1. 電子カルテシステムなど本部が提供するサービスの使用料として、月額 2,000 円を支払う義務がありますが、トレーナーが受け取る報酬の合計金額が月額 20,000 円に満たない場合は支払が免除され、月額 20,000 円を超えた場合は報酬から差し引かれます。
2. トレーナーが使用するパソコンやタブレット等の購入、ネット回線等の諸経費はトレーナーの負担となります。
3. JFTA が主催する無料の各種講習会、研修会はトレーナーには参加する義務があり、有料の場合は費用を支払ったトレーナーだけが参加できます。
4. その他の費用（パーティーや講演会などのイベント行事）が発生した場合はその都度、決められた規定に従ってお支払い願います。
- 5.

第 12 条 トレーナーの退会、除名・契約解除

退会届を提出するか、JFTA より違反行為により除名・契約解除となったトレーナーは JFTA トレーナー規約 19 条に従って契約解除になった翌月より報酬は支払われません。